

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認大分地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 14 件

厚生年金関係 14 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 14 件

厚生年金関係 14 件

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係る標準報酬月額記録については、当該期間のうち、昭和39年1月及び同年2月は2万円、同年3月及び同年10月は2万2,000円、同年11月から40年4月までの期間及び同年6月は2万4,000円、同年7月は2万6,000円、同年11月から41年2月までは3万円、同年3月は3万3,000円、42年4月は3万9,000円、同年5月は3万6,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人の申立期間②に係る標準報酬月額記録については、当該期間のうち、昭和42年7月から同年9月までは3万9,000円、44年1月から同年3月までは4万5,000円、同年7月は5万2,000円、45年2月から同年7月までは6万円、48年1月から同年3月までは8万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年5月1日から42年6月1日まで  
② 昭和42年7月1日から平成16年10月1日まで

私は、申立期間①においてはA社に、申立期間②においてはB社に勤務していたが、実際に支給されていた給与額に見合う標準報酬月額より低い標準報酬月額が記録されている。

私は、給与明細書を持っているので、両申立期間の標準報酬月額を実際に支給されていた給与額に見合う標準報酬月額の記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

- 1 申立人は、両申立期間について標準報酬月額の変動について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。
- 2 申立人の申立期間①に係る標準報酬月額について
  - (1) 申立期間①のうち、昭和 39 年 1 月から同年 3 月までの期間、同年 10 月から 40 年 4 月までの期間、同年 6 月、同年 7 月、同年 11 月から 41 年 3 月までの期間、42 年 4 月及び同年 5 月については、申立人が所持する給与明細書により確認できる保険料控除額から、39 年 1 月及び同年 2 月は 2 万円、同年 3 月及び同年 10 月は 2 万 2,000 円、同年 11 月から 40 年 4 月までの期間及び同年 6 月は 2 万 4,000 円、同年 7 月は 2 万 6,000 円、同年 11 月から 41 年 2 月までは 3 万円、同年 3 月は 3 万 3,000 円、42 年 4 月は 3 万 9,000 円、同年 5 月は 3 万 6,000 円の標準報酬月額とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は平成 15 年 10 月 7 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、当時の事業主は死亡しているものの、給与明細書等において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所（当時）が記録する標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、給与明細書等で確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。
  - (2) 申立期間①のうち、昭和 39 年 5 月及び同年 6 月、同年 8 月及び同年 9 月、40 年 5 月、同年 8 月から同年 10 月までの期間、41 年 4 月から 42 年 3 月までの期間については、申立人が所持する給与明細書における報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額が、オンライン記録上の標準報酬月額を超えていないことが認められ、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。
  - (3) 申立期間①のうち、昭和 36 年 5 月から 38 年 12 月までの期間、39 年 4 月及び同年 7 月については、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料が無い上、A社は平成 15 年 10 月 7 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主は死亡してい

ることから、当該期間における厚生年金保険料の控除額を確認することができない。

このほか、当該期間における申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、当該期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 3 申立人の申立期間②に係る標準報酬月額について

- (1) 申立期間②のうち、昭和 42 年 7 月から同年 9 月までの期間、44 年 1 月から同年 3 月までの期間、同年 7 月、45 年 2 月から同年 7 月までの期間及び 48 年 1 月から同年 3 月までの期間については、申立人が所持する給与明細書により確認できる保険料控除額から、42 年 7 月から同年 9 月までは 3 万 9,000 円、44 年 1 月から同年 3 月までは 4 万 5,000 円、同年 7 月は 5 万 2,000 円、45 年 2 月から同年 7 月までは 6 万円、48 年 1 月から同年 3 月までは 8 万円の標準報酬月額とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、申立人の当該期間に係る「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及標準報酬決定通知書」、「健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額決定通知書」及び「健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬月額改定通知書」において確認できる標準報酬月額がオンライン記録上の標準報酬月額と一致していることから、事業主は、給与明細書で確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

- (2) 申立期間②のうち、昭和 42 年 10 月から 43 年 12 月までの期間、44 年 4 月から同年 6 月までの期間、同年 8 月から 45 年 1 月までの期間、同年 8 月から 47 年 12 月までの期間、48 年 4 月から 62 年 5 月までの期間及び同年 7 月から平成 16 年 9 月までの期間については、申立人が所持する給与明細書における報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額が、オンライン記録上の標準報酬月額を超えていないことが認められ、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。
- (3) 申立期間②のうち、昭和 62 年 6 月については、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料が無い上、事業主も同年 6 月に係る賃金台帳等を所持していないことから、当該期間における厚生年金

保険料の控除額を確認することができない。

このほか、当該期間における申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、当該期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和51年4月17日から52年10月6日までの期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を51年4月17日に、資格喪失日に係る記録を52年10月6日に訂正し、当該期間の標準報酬月額については51年4月及び同年5月は9万8,000円に、同年6月から52年9月までは14万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年8月1日から53年4月1日まで

私は、申立期間においてA社に勤務し、B業務に従事した。A社に入社して2年から3年の期間が経過した後に管理職に就いたことを記憶している。

同時期においてA社に勤務した同僚には厚生年金保険の被保険者記録が確認できるのに、私には申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が無いのは納得できない。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

### 1 申立期間のうち、昭和51年4月17日から52年10月6日までの期間について

勤務内容に係る申立人の具体的な供述及び同僚の供述並びに申立事業所において撮影されたとする申立人の写真などから判断すると、申立人が当該期間において、A社に勤務していたことが認められる。

また、A社の同僚は、「申立人を含むA社の従業員全員について、同社に労働組合が結成された昭和51年に労使交渉が行われた結果、厚生年金保険被保険者の資格を取得することとなった。また、この時期は他の同僚が結婚した頃であると記憶している。」旨を供述しているところ、結婚したとされる同僚は、「昭和51年6月に結婚した。」旨を供述している。

さらに、当時の社会保険事務担当であったとする者は、「労働組合ができたときの従業員数が39人であり、それまで厚生年金保険に未加入であった者を加入させたが、申立人もそのときに厚生年金保険に加入させて厚生年金保険料控除を開始した。」旨を供述しているところ、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、昭和51年4月に3人が厚生年金保険被保険者の資格を取得しており、同年4月における被保険者数が前述の従業員数とほぼ一致している。

これらの事実から判断すると、申立人は、前述の被保険者原票において、複数の者が厚生年金保険被保険者の資格を取得した昭和51年4月17日において、厚生年金保険被保険者の資格を取得したと認められる。

また、申立人及び複数の同僚は、「A社を一緒に退社し、その後すぐにC社に入社した。」と供述しているところ、前述の被保険者原票において、当該同僚3人の厚生年金保険被保険者の資格喪失日が昭和52年10月6日であることが確認できることから判断すると、申立人も同日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失したと認められる。

申立人の当該期間に係る標準報酬月額は、同職種の同僚のA社に係る昭和51年4月及び同年6月の健康保険厚生年金保険被保険者原票から判断すると、同年4月及び同年5月は9万8,000円、同年6月から52年9月までは14万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、前述の社会保険事務担当者は、「申立人の厚生年金保険の加入手続をした。」と供述しているものの、前述の被保険者原票において整理番号に欠番は見当たらない上、仮に事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所(当時)が当該届出を記録していないとは、通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の取得及び喪失に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和51年4月から52年9月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 2 申立期間のうち、昭和47年8月1日から51年4月17日までの期間について

A社の同僚は、「A社は昭和51年に労働組合ができるまでの期間については、全ての従業員を厚生年金保険に加入させていなかった。申立人は労働組合ができるまでの期間については厚生年金保険に加入していなかったと思う。」と供述しているところ、雇用保険の被保険者記録及び前述の被保険者原票において、雇用保険の被保険者記録と厚生年金保険の被保険者記録が一致しない者が多数認められることなどから判断すると、同社は当該期間において必ずしも全ての従業員を厚生年金保険に加入させていたとは限らない状況がうかがえる。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

3 申立期間のうち、昭和 52 年 10 月 6 日から 53 年 4 月 1 日までの期間について

前述のとおり、申立人及び同僚は、「A社を一緒に退社した。その後すぐにC社に入社した。」と供述しているところ、前述の被保険者原票において、当該同僚3人は昭和 52 年 10 月 6 日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失していることが確認できることから判断すると、当該期間に係る申立人の勤務実態を推認することができない。

また、当該期間において申立人の雇用保険の被保険者記録も無い。

このほか、当該期間について、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の〈申立期間〉（別添一覧表参照）に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、〈申立期間〉（別添一覧表参照）に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の〈申立期間〉（別添一覧表参照）の標準賞与額に係る記録を〈標準賞与額〉（別添一覧表参照）とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名：	} 別添一覧表参照
基礎年金番号：	
生年月日：	
住所：	

### 2 申立内容の要旨

申立期間： 〈申立期間〉（別添一覧表参照）

社会保険事務所（当時）に確認したところ、A社に勤務した期間の標準賞与額のうち、〈申立期間〉（別添一覧表参照）の標準賞与に係る記録について、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているとの回答を得た。

〈申立期間〉（別添一覧表参照）の標準賞与に係る記録を年金額の計算の基礎となる記録として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出のあった〈資料の名称〉（別添一覧表参照）から、申立人は、〈標準賞与額〉（別添一覧表参照）の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、〈申立期間〉（別添一覧表参照）の標準賞与額については、前述の源泉徴収簿兼賃金台帳における賞与額に係る厚生年金保険料の控除額から、〈標準賞与額〉（別添一覧表参照）とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行につい

ては、オンライン記録から、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の<届出日>（別添一覧表参照）に、事業主が申立人の<申立期間>（別添一覧表参照）に係る賞与支払届を提出していることが確認でき、事業主は、<申立期間>（別添一覧表参照）に係る賞与支払届の提出が漏れていたことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る<申立期間>（別添一覧表参照）の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

（注） 同一事業主に係る同種の案件 9 件（別添一覧表参照）

大分厚生年金895～903別添一覧表

事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	申立期間① (賞与支給日)	申立期間② (賞与支給日)	申立期間③ (賞与支給日)	標準賞与額①	標準賞与額②	標準賞与額③	資料の名称	届出日①	届出日②
895	女		昭和54年生		平成17年7月11日	平成18年7月10日	平成18年12月12日	35万円	28万円	23万円	平成17年及び18年の源泉徴収簿兼賃金台帳	平成22年2月17日	平成22年10月22日
896	男		昭和52年生		平成17年7月11日	平成18年7月10日	—	36万円	38万円	—	平成17年及び18年の源泉徴収簿兼賃金台帳	平成22年2月17日	—
897	女		昭和54年生		平成18年7月10日	—	—	4万円	—	—	平成18年の源泉徴収簿兼賃金台帳	平成22年2月17日	—
898	女		昭和52年生		平成17年7月11日	平成18年7月10日	—	38万円	38万円	—	平成17年及び18年の源泉徴収簿兼賃金台帳	平成22年2月17日	—
899	女		昭和58年生		平成18年7月10日	—	—	2万円	—	—	平成18年の源泉徴収簿兼賃金台帳	平成22年2月17日	—
900	女		昭和59年生		平成17年7月11日	平成18年7月10日	—	5万円	20万円	—	平成17年及び18年の源泉徴収簿兼賃金台帳	平成22年2月17日	—
901	男		昭和54年生		平成17年7月11日	—	—	1万円	—	—	平成17年の源泉徴収簿兼賃金台帳	平成22年2月17日	—
902	女		昭和43年生		平成17年7月11日	平成18年7月10日	—	28万円	25万円	—	平成17年及び18年の源泉徴収簿兼賃金台帳	平成22年2月17日	—
903	男		昭和57年生		平成17年7月11日	平成18年7月10日	—	7万5,000円	20万円	—	平成17年及び18年の源泉徴収簿兼賃金台帳	平成22年2月17日	—

## 大分厚生年金 事案 904

### 第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格取得日は昭和61年11月1日、資格喪失日は62年5月8日であると認められることから、厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、20万円とすることが妥当である。

また、申立人は、昭和62年5月8日から同年6月2日までの期間において、厚生年金保険料をB社により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の同社における厚生年金保険被保険者の資格取得日に係る記録を同年5月8日に、資格喪失日に係る記録を同年6月2日とし、当該期間に係る標準報酬月額を18万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和24年生  
住所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和61年7月1日から62年6月2日まで

私はA社C営業所(後の、B社)に昭和61年7月1日から62年6月1日までの期間において継続して勤務したが、厚生年金保険の被保険者記録が無い。

B社から交付された給与支払報告書により、勤務していたこと及び厚生年金保険料が控除されていたことが確認できるので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

#### 1 申立期間のうち、昭和61年11月1日から62年5月8日までの期間について

雇用保険の被保険者記録により、当該期間において、申立人が、A社に勤務していたことが確認できる。

また、オンライン記録において、申立人は当初、厚生年金保険被保険者

の資格を昭和 61 年 11 月 1 日付けで取得したものの、62 年 5 月 8 日付けで A 社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった処理を、61 年 10 月 31 日に遡って行ったことにより、申立人の厚生年金保険被保険者の資格も遡及して取り消されていることが確認できる。

さらに、オンライン記録において、A 社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった旨の処理がされている昭和 62 年 5 月 8 日付けで、同社に係る厚生年金保険の被保険者 100 人のうち、申立人を含む 42 人について遡って厚生年金保険被保険者の資格喪失日が訂正されるか、又は資格取得日が取り消されていることが確認できるが、当該訂正等の処理前の被保険者記録及び複数の同僚の供述などから判断すると、同日において同社は厚生年金保険の適用事業所としての要件を満たしていたと認められ、社会保険事務所（当時）において、このような処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人について、昭和 61 年 11 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を取得したことを取り消した旨の処理に係る記録は有効になされたものとは認められず、申立人の資格取得日については当初記録されていた同日であり、資格喪失日は当該遡及訂正処理が行われた 62 年 5 月 8 日であると認められる。

昭和 61 年 11 月から 62 年 4 月までの標準報酬月額については、申立人の A 社における厚生年金保険被保険者資格の取得を取り消す処理が行われる前のオンライン記録から、20 万円とすることが妥当である。

## 2 申立期間のうち、昭和 62 年 5 月 8 日から同年 6 月 2 日までの期間について

申立人が所持する B 社から交付された昭和 63 年度の給与支払報告書に記載された退職年月日が同年 6 月 1 日となっていることなどから判断すると、申立人が同社に同日までの期間において勤務していたことが推認されるところ、前記の給与支払報告書の社会保険料控除欄の記載内容を検証した結果、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

なお、B 社は、当該期間において、オンライン記録上は厚生年金保険の適用事業所としての記録が確認できないが、同社に係る商業登記簿謄本から昭和 62 年 3 月 12 日に法人設立されており、当時勤務していたとする者の供述から、常時従業員が在籍し、厚生年金保険の適用事業所としての要件を満たしていたものと認められる。

当該期間の標準報酬月額については、前述の給与支払報告書から 18 万円とすることが妥当である。

申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、B 社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、事業主からの

回答を得ることができないが、当該期間において同社は厚生年金保険の適用事業所としての要件を満たしているながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

3 申立期間のうち、昭和 61 年 7 月 1 日から同年 11 月 1 日までの期間について

当該期間について、申立人に係る雇用保険の被保険者記録は確認できず、申立人の勤務期間を覚えている同僚もいないため、申立人の勤務実態について確認することができない。

また、事業主からの回答も得られないため、申立人の勤務状況及び保険料の控除等を確認できる人事記録、賃金台帳等の関連資料を得ることができない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 大分厚生年金 事案 905

### 第1 委員会の結論

申立人は、平成 17 年 12 月 9 日に支給された賞与において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を 111 万 1,000 円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 43 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 12 月 9 日

私は、平成 17 年 12 月 9 日に A 社から賞与の支払を受け、この賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、当該標準賞与額の記録が無いので、申立期間の標準賞与額を厚生年金保険の被保険者記録として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A 社が保管する平成 17 年 12 月の賞与賃金台帳から、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額 (111 万 1,000 円) に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の当該期間に係る賞与支払届の手續に誤りがあったと供述している上、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、社会保険事務所 (当時) は、申立人が主張する標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 大分厚生年金 事案 906

### 第1 委員会の結論

申立人は申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店の資格喪失日に係る記録を昭和34年6月1日に訂正し、標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立人は申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のD社E支店の資格取得日に係る記録を昭和38年7月21日に訂正し、標準報酬月額を2万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和11年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和34年5月31日から同年6月1日まで  
② 昭和38年7月21日から同年8月1日まで

私は、昭和29年4月1日から平成15年6月30日までの期間において、A社に継続して勤務したが、両申立期間について、厚生年金保険の被保険者記録が確認できないことに納得できない。

A社の社員カードを所持しているので、両申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

1 両申立期間について、申立人の具体的な供述、雇用保険の被保険者記録、A社が提出した社員カード等の人事記録及び同社の回答から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し（昭和34年6月1日にA社B支店から同社C支店に異動し、38年7月21日に同社本社からD社E支店に異動）、両申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていた

ことが認められる。

- 2 申立期間①に係る標準報酬月額については、申立人のA社B支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の昭和34年4月の記録から8,000円とすることが妥当である。

なお、申立期間①について、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は、「申立期間①に係る厚生年金保険料について納付した。」と回答しているものの、事業主が資格喪失日を昭和34年6月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年5月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険被保険者の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年5月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間①に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 3 申立期間②に係る標準報酬月額については、D社E支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の昭和38年8月の記録から2万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立期間②について、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は、「申立期間②に係る保険料について納付した。」と回答しているものの、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの資格取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 大分厚生年金 事案 907

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 5 月頃から同年 8 月頃まで

私は、昭和 32 年 5 月頃から同年 8 月頃までの期間において、A 市に所在した B 社に勤務し、C 業務に従事した。

しかしながら、日本年金機構の記録によると、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無いので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

勤務内容に関する申立人の具体的な供述から判断すると、勤務期間を特定することはできないものの、申立人が、B 社 D 支店に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、B 社及び同社 D 支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿並びにオンライン記録に申立人の氏名は見当たらず、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）においても、同社及び同社 D 支店に係る厚生年金保険の被保険者記録を確認することができない。

また、B 社及び同社 D 支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に欠番は無く、申立人の記録が欠落した形跡は見当たらない。

さらに、B 社 D 支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間当時、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚に照会したが、申立人を記憶している者はおらず、申立人の勤務状況等についての供述を得ることができない。

加えて、B 社に照会した結果、「当時の資料は無く、申立人の勤務実態及び保険料の控除等については全て不明である。」との回答が得られており、申立人の申立期間に係る勤務実態、厚生年金保険料の控除等について確認す

ることはできない。

このほか、申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

なお、B社の前身であったE社、及びB社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間当時、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる者の供述から判断すると、当時、同社においてC業務を行っていたのはE社であった可能性もあるため、同社について調査をなしたが、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン記録に申立人の氏名は見当たらず、申立期間において欠番も無い。

## 大分厚生年金 事案 908

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を両事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 14 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 22 年 10 月 31 日から 23 年 9 月 1 日まで  
私は、はっきりした記憶は無いが、昭和 22 年頃に A 市に所在した B 社から C 市に所在した D 社に転職した。  
転職に際して勤務の中断は無かったので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

勤務内容に関する申立人の具体的な供述及び同僚の供述から判断すると、申立人は、B 社から D 社に転職したとする申立期間において、勤務の中断は無かったことがうかがえる。

しかしながら、事業所番号等索引簿によると、D 社は、昭和 23 年 9 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しており、申立期間は厚生年金保険の適用事業所に該当していないことが確認できる。

また、D 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、昭和 23 年 9 月 1 日付けで 37 人が厚生年金保険被保険者の資格を取得しているところ、厚生年金保険記号番号は申立人を含む 36 人が新規で連番に払い出されており、不自然な点は見受けられない上、同日以前に同社の厚生年金保険の被保険者記録が確認できる者は認められない。

さらに、B 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日は昭和 22 年 10 月 31 日であり、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）及びオンライン記録と一致している。

加えて、前述の B 社及び D 社に係る被保険者名簿によると、申立人が B 社から D 社と一緒に転職したとする同僚について、申立期間における厚生年金

保険の被保険者記録を確認することはできない。

その上、両事業所は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主も居所不明であることから、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除等について確認できる供述及び関連資料を得ることができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を両事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 大分厚生年金 事案 909

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年12月上旬から30年1月3日まで  
私は、昭和29年12月上旬からA社に勤務したが、申立期間について厚生年金保険の被保険者記録が確認できないことに納得できない。  
申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

勤務内容に係る申立人の具体的な供述から判断すると、申立人は、申立期間においてA社に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立人に係る厚生年金保険被保険者の資格取得日は昭和30年1月3日であることが確認できるところ、当該資格取得日は申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）、オンライン記録及び厚生年金保険記号番号払出簿の資格取得日と全て一致している。

また、前述の被保険者名簿において、健康保険厚生年金保険被保険者整理番号に欠番は無いことが確認できる。

さらに、前述の厚生年金保険記号番号払出簿において、申立人がA社に係る厚生年金保険被保険者資格を取得した昭和30年1月3日に、申立人を含め7人の厚生年金保険記号番号が新規に連番で払い出されていることが確認できる。

加えて、前述の被保険者名簿から申立人と同じく厚生年金保険被保険者の資格取得日が昭和30年1月3日であることが確認できる同僚は、「私はA社に昭和29年12月から勤務したと。」述べていることなどから判断すると、A社は従業員について必ずしも採用と同時に厚生年金保険に加入させていたとは限らない状況がうかがえる。

その上、A社は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料を得ることはできない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 大分厚生年金 事案 910

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 9 月 7 日から 44 年 4 月 1 日まで

私は、A社（現在は、B社）に昭和 42 年 9 月 7 日に入社した。同社において私はC業務に従事した。

年金事務所で確認したところ、昭和 42 年 9 月 7 日から 44 年 4 月 1 日までの期間について厚生年金保険の被保険者記録が確認できなかったことに納得できない。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

勤務内容に係る申立人の具体的な供述及び同僚の供述から判断すると、勤務期間の始期は特定できないものの、申立人が昭和 44 年 4 月 1 日以前からA社に勤務していたことがうかがえるところ、当時の事業主は、「申立人は正社員であった。正社員については入社後翌月までに厚生年金保険被保険者の資格取得届を行っており、厚生年金保険料の控除及び納付を行っていた。」旨供述している。

しかしながら、事業所番号等索引簿によると、A社は昭和 59 年 8 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっていることが確認できる上、B社においても、人事記録及び賃金台帳等については既に廃棄されており、申立人の申立期間に係る勤務実態、厚生年金保険の加入状況及び保険料控除等を確認できる関連資料は無い。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、複数の者について、それぞれが供述する勤務期間と厚生年金保険の被保険者期間が一致しないことが確認できる上、申立人が記憶する同僚のうち、複数の者について、厚生年金保険の被保険者記録が確認できないことなどから判断すると、同社は従業員について必ずしも入社と同時に厚生年金保険に加入させていた

とは限らない状況がうかがえる。

さらに、申立人は、厚生年金保険料を遡って控除されたなどの記憶は無い一方、前述の被保険者原票によると、申立人と同時期にA社に入社したと供述している同僚について、厚生年金保険被保険者資格の取得日が遡って訂正されていることが確認できるところ、当該同僚は、当該記録訂正が処理された時期頃に、「厚生年金保険料を遡って一度に請求されたことがある。」と供述している。

加えて、申立人に係る雇用保険被保険者資格の取得日は昭和45年1月1日となっており、申立期間中に雇用保険の被保険者記録を確認できない上、国民年金被保険者名簿から、申立人は、申立期間において国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 大分厚生年金 事案 911

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 41 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 6 月 5 日から平成元年 7 月 1 日まで

私は、申立期間においてA社に勤務し、B業務に従事した。申立期間において実際に支給されていた給与は、約 19 万円であったと記憶しているが、申立期間の標準報酬月額は、私が記憶している給与支給額に見合う標準報酬月額よりも低い金額で記録されている。

申立期間の標準報酬月額について、実際に支給されていた給与支給額に見合う記録に訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立期間に厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚は、当時の給与明細書等を保管しておらず、厚生年金保険料の控除額が当該被保険者原票及びオンライン記録上の標準報酬月額に見合う保険料額を超える金額であったか否かは不明としている上、申立人も申立期間における厚生年金保険料の控除額を確認できる給与明細書等を所持していない。

また、A社は、「当時の賃金台帳等の関連資料は保管しておらず、当時の事業主も既に死亡していることから、申立期間における保険料の控除額等は不明である。」旨を回答していることから、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認

できる資料を得ることができない。

さらに、前述の被保険者原票において申立期間に厚生年金保険の被保険者記録が確認できる、申立人と同年齢及び同職種の同僚の標準報酬月額と比べても、申立人の標準報酬月額のみが同僚の取扱いと異なり低額であるという事情は見当たらない。

加えて、申立期間において、前述の被保険者原票における申立人の標準報酬月額はオンライン記録と一致しており、遡及して標準報酬月額の訂正が行われたなど不自然な形跡も無い。

このほか、申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 大分厚生年金 事案 912

### 第1 委員会の結論

申立人は、全ての申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 13 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 40 年 10 月 1 日から 41 年 6 月 1 日まで  
② 昭和 45 年 10 月 1 日から 46 年 8 月 1 日まで  
③ 昭和 47 年 4 月 1 日から同年 8 月 1 日まで

私が A 社（現在は、B 社）に勤務していた期間において給与が減額されたことは無いのに、全ての申立期間について、標準報酬月額が各申立期間前の標準報酬月額と比べて減額されていることに納得できない。

全ての申立期間の標準報酬月額について、各申立期間前の標準報酬月額と同じ標準報酬月額となるよう記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、全ての申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、全ての申立期間について、B 社は、「全ての申立期間当時の資料は保管しておらず、申立内容については不明である。」旨回答している上、申立人もその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を保管しておらず、報酬月額及び保険料控除額について確認することができない。

また、申立期間①について、A 社 C 営業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚について調査した結果、申立期間①前の標準報酬月額と比較して申立期間①に係る標準報酬月額が減額となっている者が複数見受けられる。

さらに、申立期間②及び③について、A 社 C 営業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票及び A 社 D 本社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立人は、A 社 C 営業所に係る厚生年金保険被保険者の資格を

昭和 45 年 10 月 1 日に喪失し、同日付けで A 社 D 本社に係る被保険者資格を取得した後、47 年 4 月 1 日に同社 D 本社に係る被保険者資格を喪失し、同日付けで A 社 C 営業所に係る被保険者資格を取得していることが確認できるところ、B 社の現在の担当者とする者は、「全ての申立期間に係る社会保険事務の手續において、当社はコンピュータの導入に至っておらず、転勤の際に従前の標準報酬月額記録を確認した上で、転勤先へ引き継ぐ処理等は行っていないと考えられる。」旨供述している。

加えて、申立期間②について、前述の A 社 C 営業所に係る被保険者原票及び同社 D 本社に係る被保険者名簿において、同社 C 営業所に係る被保険者資格を喪失した後、当該資格喪失日と同日付けで A 社 D 本社に係る被保険者資格を取得していることが確認できる複数の同僚について調査した結果、同社 C 営業所における標準報酬月額と比較して同社 D 本社における標準報酬月額が減額となっている者が複数見受けられる。

その上、申立期間③について、前述の A 社 D 本社に係る被保険者名簿及び同社 C 営業所に係る被保険者原票において、同社 D 本社に係る被保険者資格を喪失した後、当該資格喪失日と同日付けで同社 C 営業所に係る被保険者資格を取得していることが確認できる複数の同僚について調査した結果、同社 D 本社における標準報酬月額と比較して同社 C 営業所における標準報酬月額が減額となっている者が複数見受けられる。

なお、前述の A 社 C 営業所に係る被保険者原票及び同社 D 本社に係る被保険者名簿において、申立人の標準報酬月額のみが同僚の取扱いと異なり低額であるという事情は見当たらない上、全ての申立期間において、当該被保険者原票及び被保険者名簿における申立人の標準報酬月額はオンライン記録上の標準報酬月額と一致しており、遡及して標準報酬月額の訂正が行われるなど不自然な形跡も無い。

このほか、全ての申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が全ての申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 大分厚生年金 事案 913

### 第1 委員会の結論

申立人は、両申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 34 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 57 年 8 月 1 日から 58 年 2 月 16 日まで  
② 昭和 59 年 4 月 21 日から同年 9 月 1 日まで

申立期間①について、私は、昭和 57 年 8 月 1 日に A 社に就職し、B 事業部の業務に従事した。同商店に就職した後、C 市に所在する D 社本社で研修を受け、社内資格を取得したことを記憶している。A 社には昭和 59 年 4 月 20 日付けで退職するまでの期間において継続して勤務していたが、同社に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日が 58 年 2 月 16 日と記録されていることに納得できない。

申立期間②について、私は、E 社に係る公共職業安定所（当時）の求人紹介に応募したところ採用された。このときの同社に係る求人情報には「社会保険完備」と明記されていたことを記憶している。申立期間②において、同社に勤務した期間の厚生年金保険の被保険者記録が無いことに納得できない。

両申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

#### 1 申立期間①について

勤務内容に関する申立人の具体的な供述から判断すると、申立人が当該期間において A 社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、当該期間の A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票から厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚に照会するものの、回答が得られず、申立人の同社における勤務状況等を確認することができない。

また、事業所番号等索引簿から、A 社は既に厚生年金保険の適用事業所

に該当しなくなっていることが確認できる上、元事業主に照会するものの回答が得られないため、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除等について確認できる供述及び関連資料を得ることができない。

## 2 申立期間②について

勤務内容に関する申立人の具体的な供述から判断すると、申立人が当該期間においてE社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、事業所番号等索引簿において、E社が厚生年金保険の適用事業所であった記録が確認できない。

また、元事業主は、「当事務所は、事業所として、厚生年金保険に加入していなかった。申立人の厚生年金保険被保険者の資格取得に係る届出、厚生年金保険料の控除及び保険料の納付も行っていなかった。」旨回答している。

さらに、申立人は当時の同僚の氏名等を記憶していないことから、申立期間②における厚生年金保険料の控除等について確認できる供述を得ることはできない。

## 3 このほか、申立人の両申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、両申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 大分厚生年金 事案 914

### 第1 委員会の結論

申立人は、全ての申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 42 年 10 月 1 日から 43 年 10 月 1 日まで  
② 昭和 47 年 8 月 1 日から 48 年 7 月 1 日まで  
③ 昭和 48 年 10 月 1 日から 49 年 7 月 1 日まで  
④ 昭和 51 年 3 月 1 日から同年 7 月 1 日まで  
⑤ 昭和 55 年 10 月 1 日から 56 年 10 月 1 日まで

私は、A社（現在は、B社）に長年勤務しており、給与支給額が下がった記憶は無いのに、ねんきん特別便を見ると全ての申立期間の標準報酬月額が、各申立期間前の標準報酬月額に比べて低い金額で記録されていることに納得できない。

全ての申立期間について、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

#### 1 申立期間①、③及び⑤について

B社は、「毎年10月の定時決定にあたって、同年5月から同年7月までの期間に実際に支払われた時間外手当が定時決定前の金額に比べて少なかった場合等は、同年10月の定時決定において標準報酬月額が減額となるケースが考えられる。」と回答している。

また、A社及び同社C支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人と同時期に定時決定された者について、申立人と同様に標準報酬月額が減額となっている者が複数確認できるところ、当該同僚らは、「事業所のセクションによって従業員の残業時間は一定ではなかったと思う。私も標準報酬月額が下がっている期間があるが、残業手当が減ったことによる影響かもしれない。」「私も、当時の厚生年金保険の被保険者記録を確認すると標準報酬月額が下がっている期間があるが、残業手当が減

ったからではないかと思う。」「私は、ねんきん定期便で標準報酬月額が下がっている期間があるのは気づいたが、残業代が減った影響だと思っていた。」とそれぞれ供述している。

さらに、申立期間⑤について、A社が加入するD健康保険組合の「被保険者被扶養者資格台帳」において、申立人の当該期間を含む昭和51年7月から59年10月までの期間に係る標準報酬月額の記録を確認することができる。当該台帳の標準報酬月額の記録と同社B支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の標準報酬月額の記録は一致する。

## 2 申立期間②及び④について

B社から提出された職員原簿（人事記録）の写しによると、申立人は申立期間②について、昭和47年8月16日にA社E支店から同社事務センターに異動したこと、及び申立期間④について、51年3月10日に同社事務センターから同社C支店に異動したことが確認できる。B社は、「転勤による通勤交通費の変更があった場合、固定的賃金の変更に伴う随時改定の要件に該当すれば、標準報酬月額が減額となるケースが考えられる。」と回答している。

また、申立期間②について、A社各支店及び同社事務センターに係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人と同時期に同社各支店において厚生年金保険被保険者の資格を喪失した後、同社事務センターにおいて厚生年金保険被保険者の資格を取得している同僚の一人が申立人と同じく転勤前の期間より標準報酬月額が減額となっていることが確認できる。

さらに、申立期間④について、A社事務センター及び同社C支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人と同時期に同社事務センターにおいて厚生年金保険被保険者の資格を喪失した後、同社C支店において厚生年金保険被保険者の資格を取得している同僚の一人、及び申立人の資格喪失日及び資格取得日から1年後に厚生年金保険被保険者の資格を喪失及び取得している同僚のうち二人において、申立人と同様に転勤前の期間より標準報酬月額が減額となっていることが確認できる。

## 3 全ての申立期間について

A社E支店、同社事務センター及び同社C支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、標準報酬月額が遡って訂正されたなど不自然な形跡は認められない上、同被保険者原票から確認できる標準報酬月額はオンライン記録上の標準報酬月額と一致している。

また、A社E支店、同社事務センター及び同社C支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、同僚と比較して申立人の標準報酬月額のみが低額であるという事情は見当たらない。

さらに、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を各事

業主より給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく保険料控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、全ての申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 10 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 5 年 1 月 6 日から 6 年 10 月 1 日まで

「年金加入記録のお知らせ」によると、私が勤務したA社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準報酬月額が 22 万円と記録されているが、当時の給与支給額は 24 万円であったと記憶している。

申立期間に係る標準報酬月額の記録を実際の給与支給額に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てしているところ、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

事業所番号等索引簿によると、A社は平成 9 年 2 月 28 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっていることが確認できるところ、申立期間当時、同社の給与計算及び社会保険事務を担当していたとする当時の事業主の妻は、「当社の賃金台帳等の資料は廃棄しており、申立人に係る給与月額及び厚生年金保険料の控除額は不明である。」と述べている上、申立人もその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す給与明細書等の資料を所持しておらず、申立人の申立期間の報酬月額及び保険料控除額について確認することができない。

また、申立人が名前を挙げた同職種の同僚は、「A社における私の標準報酬月額が低額に記録されているとは思わない。」と供述しているところ、オ

ンライン記録から、申立人の標準報酬月額のみが同僚と比較して低額であるという事情は認められない。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

なお、オンライン記録によると、申立期間のうち平成5年1月から同年7月までの期間に係る標準報酬月額は、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得時において当初26万円と記録されていたところ、同年8月23日付けで、22万円に訂正処理されていることが確認できる。

しかしながら、前述の事業主の妻は、「実際に支給される給与額は、残業代や皆勤手当などが、資格取得時の見込額を下回ることがあり、その場合は実態に合わせて、遡って標準報酬月額を訂正する旨届出を行うことはあったと思う。」と供述しているところ、年金事務センターは、「当該訂正処理は事業所からの訂正届に基づき、賃金台帳等を確認の上、行われたものと考えられる。」と回答しており、申立人の平成5年1月から同年7月までの期間に係る標準報酬月額が、資格取得時に遡って22万円に訂正されていることに不自然さは認められない。

## 大分厚生年金 事案 916

### 第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 6 年 4 月 1 日から 7 年 2 月 21 日まで

私は、申立期間当時、A社の取締役であり、役員報酬は98万円であった。厚生年金保険の標準報酬月額について変更手続を行った記憶が無いのに、勤務した期間のうち平成6年4月から7年1月までの期間の標準報酬月額が9万8,000円に引き下げられている。

申立期間について、引下げが行われる前の当初の標準報酬月額と同じ金額となるように記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、申立人のA社における申立期間の標準報酬月額については、当初、平成6年4月から同年10月までの期間は53万円、同年11月から7年1月までの期間は59万円であり、いずれも当時の標準報酬月額の上限額が記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日である同年2月21日の後の同年5月26日付けで、申立期間の全てについて、遡及して9万8,000円に減額訂正されていることが確認できる。

しかしながら、A社の商業登記簿謄本により、申立人は申立期間において同社の取締役であり、ほかに役員は記録されていないことが確認できる上、オンライン記録においても、申立人は申立期間において同社の事業主であったことが確認できる。

また、申立人は、「私は現場の業務に専念していたので、保険料の納付について滞納があったか否かは知らないし、社会保険事務所（当時）から督促があったという話も聞いていない。標準報酬月額の訂正処理についても関与していない。」と供述しているが、当時、A社において事務を担当していた

とする申立人の姉は、「当社は手形により保険料の納付を行っていたが、手形の不渡りにより倒産に至った。」と供述していることなどから判断すると、申立期間当時、同社において厚生年金保険料の滞納があった状況がうかがえる。

さらに、i) オンライン記録によると、申立人のほか従業員3人（申立人の姉を含む。）の標準報酬月額も申立人と同様、前述の処理日に遡及して減額訂正されているところ、同処理日において申立人及び申立人の姉の健康保険被保険者証が返還されている記録が確認できる上、前述の従業員のうち申立人の姉を除く二人、及び前述の処理日においては標準報酬月額に係る減額の訂正処理がされていなかった従業員一人については、平成7年8月16日にA社における2度目の遡及訂正処理がされており、これらの従業員に係る健康保険被保険者証については、同日に返還されている記録が確認できること、ii) 申立人は、「会社の代表者印は、私が管理していた。」と供述していることから判断すると、申立期間に係る同年5月26日の処理に関して、社会保険事務所が、事業主であった申立人の同意を得ずに、又は申立人の一切の関与も無しに、無断で処理を行ったものと認めることはできない。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において会社の業務を執行する責任を負っている取締役として、自らの標準報酬月額に係る記録訂正処理の無効を主張することは信義則上許されず、申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

## 大分厚生年金 事案 917

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間についてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 6 年 10 月 1 日から 7 年 7 月 1 日まで  
A社に勤務していた期間の標準報酬月額について確認したところ、平成 6 年 10 月から 7 年 6 月までの期間の標準報酬月額は、当該期間前の 38 万円から 24 万円に減額されている。  
しかし、私が所持する給与明細書において、申立期間の給与支給額は減額されていないことが確認できるので、給与明細書から確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額に記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てしているところ、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立人が保管するA社が発行した給与明細書から、申立人は申立期間において、オンライン記録上の標準報酬月額よりも高い金額の給与を支給されていたことが確認できる。

しかしながら、当該給与明細書において、申立期間に控除されている厚生年金保険料額は、オンライン記録上の標準報酬月額に基づく保険料額と一致していることが確認できることから、申立期間の標準報酬月額については特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

なお、A社が加入するB健康保険組合の被保険者記録によると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額はオンライン記録と一致していることが確認できる。

## 大分厚生年金 事案 918

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 10 月 8 日から 50 年 7 月 1 日まで

私は、A社に勤務し、B業務に従事した。基本給のほかに諸手当もあり、合わせて 12 万円から 13 万円くらいの給与額が支給されていたのに、給与支給額より低い標準報酬月額が記録されていることに納得できない。

申立期間の標準報酬月額について、実際に支給されていた給与額に見合う記録に訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人の履歴書に記載された辞令及び月俸の記載内容から、申立人はB業務を命じられていること、及び申立期間において5万3,000円から7万5,200円までの月俸額であったことが確認でき、当該月俸額は、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票における標準報酬月額とおおむね一致していることが確認できる。

また、前述の被保険者原票において、申立期間に被保険者記録が確認できる申立人と同性の被保険者の標準報酬月額を比較したところ、申立人の標準報酬額は比較対象とした者の標準報酬月額の平均額を上回っており、申立人の標準報酬月額が低額であるという事情は見当たらない。

さらに、申立人が、申立期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い。

加えて、前述の被保険者原票において、申立人の申立期間に係る標準報酬月額が遡って訂正が行われたなど不自然な形跡も無い。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 大分厚生年金 事案 919

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 4 月 1 日から同年 6 月 1 日まで

私は、A社に平成 18 年 5 月 31 日までの期間において勤務した。A社に係る平成 18 年 4 月及び同年 5 月の給与明細書から厚生年金保険料が控除されていることが確認できるが、同社に係る厚生年金保険被保険者の資格喪失日は同年 4 月 1 日となっており、申立期間において厚生年金保険の被保険者記録が無いことに納得できない。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社が保管する申立人に係る出勤簿により、申立人が、申立期間において同社に勤務していたことは確認できる。

また、申立人が所持する平成 18 年 4 月及び同年 5 月の給与明細書から厚生年金保険料が控除されていることは認められる。

しかしながら、オンライン記録により、申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格取得日は平成 17 年 9 月 1 日であることが確認できるところ、同社が保管する賃金台帳において申立人の同年 9 月及び同年 10 月の給与から厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

また、オンライン記録において、申立人は平成 17 年 9 月 1 日から 18 年 4 月 1 日までの期間（厚生年金保険料は、平成 17 年 9 月から 18 年 3 月までの 7 か月分）において厚生年金保険の被保険者記録が確認できるところ、前述の台帳において、17 年 11 月から 18 年 5 月までの 7 か月間について厚生年金保険料を給与から控除されていることが確認できることなどから判断すると、同社は 2 か月間遅れて申立人の厚生年金保険料を控除しており、申立期間に係る厚生年金保険料を控除していなかったことがうかがえる。

さらに、A社が保管する申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格

喪失確認通知書において、申立人の厚生年金保険被保険者の資格喪失日は平成18年4月1日であることが確認できるところ、当該資格喪失日はオンライン記録と一致していることが確認できるとともに、雇用保険の被保険者記録における離職日である同年3月31日と符合していることも確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 大分厚生年金 事案 920

### 第1 委員会の結論

申立人は、両申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 45 年 10 月 1 日から 48 年 12 月 1 日まで  
② 昭和 51 年 9 月 1 日から 52 年 10 月 1 日まで

私は、両申立期間において、A社に勤務し、B施設のC業務に従事した。申立期間①について、私は昭和 45 年 10 月にA社のB施設が仮オープンした際にC業務の担当として入社したのでよく記憶している。また、申立期間②について、私はA社から交付された「使用証明書」を所持しており、申立期間②においてC業務の担当として勤務していたことが確認できると思う。

両申立期間について、厚生年金保険の被保険者記録が無いことに納得できないので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

#### 1 申立期間①について

申立人は、「A社が経営するB施設がオープンした昭和 45 年秋頃に一緒に入社した同僚がいる。」旨主張しているところ、当該同僚は、「私は昭和 45 年秋頃にA社に入社した。申立人は私より先に入社していた。」と供述していることから判断すると、申立人が、当該期間において、A社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票により、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚らは、「私は、A社に入社してから約5年間、厚生年金保険に加入していなかった。当時は現在と異なり、必ずしも従業員の全員を厚生年金保険に加入させてはいなかった。」、「昭和 51 年にA社に労働組合ができたが、同年以前の期間について、同社は、社員の一部の者を厚生年金保険に加入させていなかった。」と

それぞれ供述しているところ、前述の被保険者原票において、申立人が、B施設がオープンした時期にほぼ同時に入社したと供述する申立人と同じ調理職の同僚二人に係る厚生年金保険被保険者の資格取得日は、申立人と同じ昭和48年12月1日又は同日後の日付であり、申立期間①に係る厚生年金保険の被保険者記録は確認できないことから判断すると、A社は、従業員について必ずしも入社と同時に厚生年金保険に加入させていたとは限らない状況がうかがえる。

また、前述の被保険者原票において、申立人に係る厚生年金保険被保険者の資格取得日は、遡って訂正されたなど不自然な形跡も無い上、オンライン記録とも一致する。

## 2 申立期間②について

申立人は、「昭和49年8月に一旦A社を退職し、51年9月に同社に再就職した上でB施設のC業務に従事した。」と供述しているところ、A社が発行した「使用証明書」などから判断すると、申立人が昭和51年9月1日に同社に再度入社し、当該期間において、同社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、当時、A社において社会保険事務補助の担当をしていたとする者は、「当時、A社の社長は社会保険料を納付するのが惜しくて、従業員の厚生年金保険の加入を極力抑えようとしていたようだ。」と供述している。

また、前述の被保険者原票から申立人と同時期に厚生年金保険被保険者の資格を取得したことが確認できる同僚は、「私がA社に入社した昭和52年11月頃は雇用されたらすぐに厚生年金保険被保険者の資格を取得したが、それ以前の期間については厚生年金保険に加入していない社員もいたようだ。」と供述している。

さらに、前述の被保険者原票から厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚の中には、厚生年金保険被保険者の資格取得日が雇用保険被保険者の資格取得日より1年11か月遅れていることが確認できる者も見受けられることなどから判断すると、A社は従業員について必ずしも入社と同時に厚生年金保険に加入させていたとは限らない状況がうかがえる。

加えて、申立期間②において申立人に係る雇用保険の被保険者記録を確認することができない。

その上、前述の被保険者原票において、申立人に係る厚生年金保険被保険者の資格取得日は、遡って訂正されたなど不自然な形跡も無い上、オンライン記録とも一致する。

## 3 このほか、申立人の両申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、

申立人が厚生年金保険被保険者として、両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。